

# 枚方市学校規模等適正化基本方針【改定版】

(案)

平成 29 年 月

枚方市教育委員会



## はじめに

本市教育委員会では、これまで「枚方市学校規模等適正化審議会」（以下「審議会」という。）の答申及び「審議会」の答申を踏まえ策定した「枚方市学校規模等適正化基本方針」（以下「基本方針」という。）に基づき、学校統合や通学区域の変更など、学校規模等の適正化を図ってきた。

平成 24 年度から 26 年度には「基本方針」に基づき、「枚方市学校規模等適正化実施プラン」（以下「実施プラン」という。）をまとめ、過密校の解消を図るとともに、同じ小学校に通う児童が分かれることなく 1 つの中学校に進学する通学区域（以下「一小一中」という。）への改善を優先課題として取り組んできた。

一方、学校規模については、少子化の進行により児童生徒数が減少し、小規模校が増加しており、今後も児童生徒数の大幅な減少が見込まれ、学校の更なる小規模化により教育環境や学校運営への支障が懸念される。

このため、小規模校の課題の解消に向け、平成 26 年 7 月に、将来における適正な配置等のあり方について「審議会（第四次）」に諮問し、平成 28 年 3 月に答申を受けた。

本市教育委員会では、子どもの健やかな成長と学校教育の充実を第一義に教育環境のさらなる整備・向上に向け、この答申を踏まえるとともに、説明会におけるご意見も参考に「基本方針」を改定し、学校規模等のさらなる適正化に取り組むものである。

## 目 次

<b>第 1 市立小中学校の現状</b> .....	1
1. 学校規模.....	1
2. 通学区域.....	2
<b>第 2 学校規模等の適正化の必要性</b> .....	2
<b>第 3 学校規模等の適正化に関する基本方針</b> .....	3
1. 適正化の基本的な考え方.....	3
(1) 学校規模.....	3
(2) 通学区域.....	4
2. 適正化の実施.....	5
(1) 学校規模.....	5
① 学校規模について.....	5
ア. 小規模校.....	5
イ. 大規模校.....	6
ウ. 過密校.....	6
② 学校統合について.....	6
ア. 学校統合について検討の対象となる学校の要件.....	6
イ. 学校統合の取り組み.....	6
ウ. 学校統合にあたっての留意事項.....	7
(2) 通学区域.....	8
(3) 適正化の進め方.....	8
3. 適正化の留意事項.....	9
4. 「基本方針」の見直しについて.....	10
<b>用語説明</b> .....	10
<b>資料編</b>	
資料 1 小中学校の接続関係（平成 28 年 4 月現在）.....	11
資料 2 将来推計による小規模校・大規模校・過密校一覧.....	12
資料 3 枚方市立小中学校通学区域図（平成 28 年度）.....	13

## 第1 市立小中学校の現状

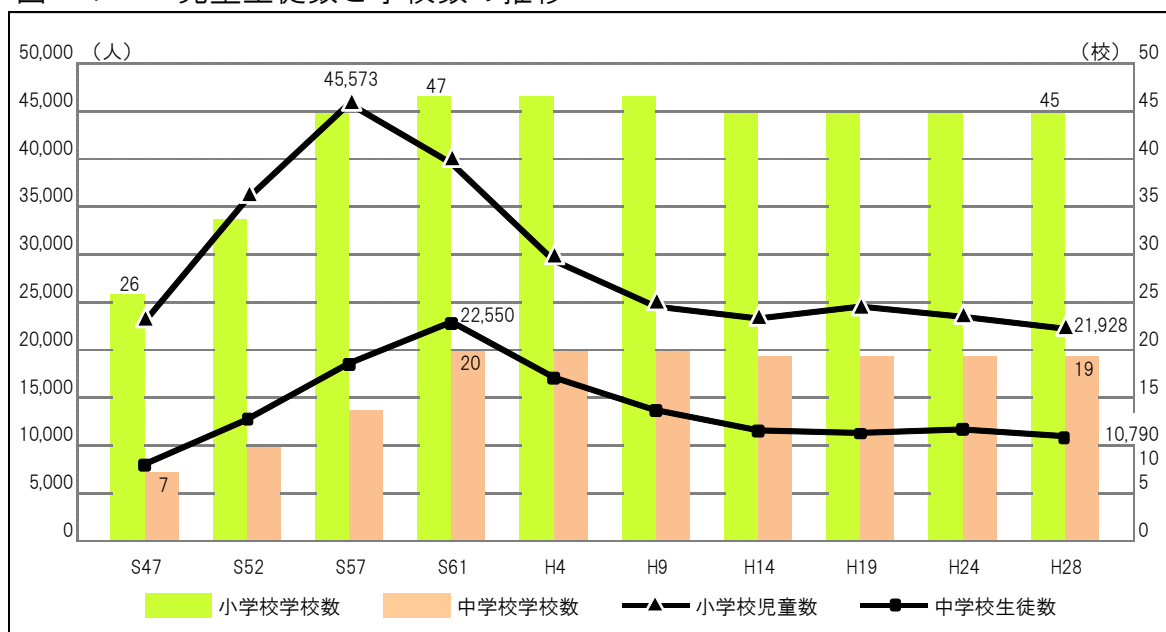
### 1. 学校規模

市立小中学校の児童生徒数は、小学校では昭和57年度に45,573人、中学校では昭和61年度に22,550人と最大になった。その後、少子化の進行により児童生徒数は減少し、平成28年度には、小学校で21,928人、中学校で10,790人と最大時の約半数になっている。

(図-1 「児童生徒数と学校数の推移」参照)

本市では、現在、少子化の進行により、小規模化する学校がある一方で、住宅開発の集中などの要因から大規模化している学校や過密校となる学校がみられるなど、一部の学校間において、規模に不均衡な状況が生じている。

図-1 児童生徒数と学校数の推移



※数値は、各5月1日の学校基本調査による。

## 2. 通学区域

市立小中学校は、明治期に小学校 10 校、昭和 22 年度に中学校 2 校の設立からスタートした。住宅開発などにより人口流入が進む中で、市街地を中心に分離・開校し、小学校は昭和 59 年度に 47 校、中学校は昭和 61 年度に 20 校とそれぞれ最大の学校数になった。その後、平成 12 年度及び 13 年度に学校統合を実施し、現在（平成 28 年度）の学校数は、小学校 45 校、中学校 19 校となっている。

（図－1 「児童生徒数と学校数の推移」参照 P1）

市立小中学校の接続関係については、平成 20 年度に香里小学校など 3 校、平成 21 年度に香陽小学校など 3 校、平成 24 年度に山田小学校など 4 校、また、平成 25 年度に川越小学校、平成 26 年度には樟葉南小学校について、「一小一中」の接続関係への改善を行った結果、小学校 45 校のうち 44 校が「一小一中」となっており、残る 1 校（蹉跎小学校）において、児童が複数の中学校に分かれて進学している。

〔資料 1〕「小中学校の接続関係」（平成 28 年 4 月現在）参照 P11）

また、一部の校区について、不自然な通学区域の様態がみられる。

### 第 2 学校規模等の適正化の必要性

本市教育委員会における、小中一貫教育の推進や地域との連携を充実させる観点から、「一小一中」の接続関係になっていない学校については、引き続き「一小一中」の接続関係への改善に取り組む必要がある。

一方、義務教育段階である小中学校は、児童生徒の能力を伸ばしつつ、社会的自立の基礎、国家・社会の形成者としての基本的資質を養うことが目的であるため、学校では単に教科等の知識等を習得させるだけではなく、児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて思考力や表現力、判断力、問題解決能力等を育み、社会性や規範意識を身に付けさせることが重要になる。そうした教育を行うためには、一定規模の児童生徒集団が確保されていること等が望ましいことから、一定の学校規模を確保することが重要であり、小規模校については、学校規模等の適正化によって教育環境の改善を図る必要がある。

また、子どもの健全育成や学習指導をはじめ、義務教育の教育環境面における公平性を確保する観点から、大規模校の解消に取り組む必要がある。

さらに、過密校については、使用する教室に余裕がなく、少人数指導等に使用する教室の確保ができないなど、学習環境において明らかに不均衡な状況になるため、早急に解消を図る必要がある。

### 第3 学校規模等の適正化に関する基本方針

本市教育委員会は、子どもの健全育成や学習指導を第一義に、義務教育の教育環境面における公平性を確保し、教育環境の整備・向上を図る観点から、次の基本的な考え方にに基づき、市立小中学校の学校規模や通学区域の適正化を実施する。

#### 1. 適正化の基本的な考え方

##### (1) 学校規模

市立小中学校の適正な学校規模を18学級とする。また、学校の現状を考慮し、適正な学校規模の範囲を小学校は12学級以上24学級以下、中学校においては、9学級以上24学級以下とする。

本市教育委員会では、学校教育法施行規則や義務教育諸学校施設費国庫負担法施行令などの法令及び、「審議会（第三次）」の答申を踏まえ、学習指導面や学校運営面及び学校施設面などを総合的に勘案し、適正な学校規模の基準を18学級とする。

また、学校の現状を考慮し、適正な学校規模の範囲を小学校は12学級以上24学級以下、中学校においては、9学級以上24学級以下とする。

小学校では、6学年で11学級となった場合、単学級となる学年が存在し、クラス替えができない学年ができる。単学級では新たな出会いや多様な考えに接する機会が少なく、人間関係が固定化され、お互いに切磋琢磨できにくい状況になる。

一方、中学校においては、全学年が3学級、計9学級となった場合、クラ

ス替えが可能であり、全教科の教員配置及び部活動等に大きく支障がないことから小学校のような課題が生じる可能性が少なくなる。従って、小中学校を分けて考えることとし、上記のとおり本市における適正規模の範囲の基準とするものである。

この基準に基づき、平成 28 年度の学校規模を分類すると表－1 のとおりである。

表－1 平成 28 年度の学校規模 単位：(校)

	小規模校	適正規模校	大規模校	計
小学校	11 学級以下	12～24 学級	25 学級以上	
	5	39	1	45
中学校	8 学級以下	9～24 学級	25 学級以上	計
	2	16	1	19

※平成 28 年度における本市の学級編制基準は、小学校 1～4 年生が 1 学級 35 人、5・6 年生が 1 学級 40 人、中学校 1～3 年生が 1 学級 40 人である。

## (2) 通学区域

小学校単位で中学校の通学区域を構成する「一小一中」を通学区域の基本とする。「一小一中」においては、1つの中学校区が1つの小学校区で構成される通学区域（以下「一中一小」という。）を設定することができるものとする。

不自然な通学区域の様態については、解消を図る。

本市教育委員会では、子どもたちの豊かな心の育成を推進するため義務教育 9 年間を見通した学習指導の充実を図り、地域の教育力を高める観点から、「一小一中」を本市の適正な通学区域の基本とする。

「一中一小」については、義務教育 9 年間で 1 つのスパンと捉えることで、当該の小学校と中学校の連携がより強化され、系統的な学習指導や継続的な生徒指導を充実させることができ、小中学校間の段差の解消が図られるなど教育効果が期待できる。また、家庭や地域にとっても、地域コミュニティをはじめとした地域連携がより強化されることで、家庭や地域が一体となって、



子どもを守り育てる教育力の向上を図ることができる。

これらのことから、「一中一小」は、その特色を生かして、より高い教育効果が期待できることから、「一小一中」の通学区域において、設定できる通学区域とする。

また、一部の校区について不自然な通学区域の様態がみられるため、その解消を図る。

## 2. 適正化の実施

適正化の基本的な考え方に基づき、学校規模や通学区域に課題のある学校については、次の基本的な方策を実施する。

### (1) 学校規模

#### ① 学校規模について

##### 〈基本的な方策〉

小規模校：学校統合を基本方策として課題解消を図る。

大規模校：通学区域の変更により課題解消を図る。

過密校：通学区域の変更や校舎の増築により課題解消を図る。

#### ア. 小規模校

今後、児童生徒数が減少することにより、一層増加すると予測され、子どもたちの良好な学習環境を確保し、学校運営に支障をきたすことのないよう、小規模校の解消を最優先課題と位置づけ取り組む必要がある。

このため、中長期的な視点に立ち、学校統合を中心に据え、課題解消を図るものである。

なお、学校統合の検討にあたっては、子どもたちの夢や元気につながるよう、新しい学校を築いていく観点で、教育現場や保護者・地域の方々の意見も踏まえながら進める。

また、方策については、学校統合を基本とするが、必要に応じて通学区域の変更も視野に入れた検討を行う。

## イ. 大規模校

全市的な少子化傾向により、将来的には適正規模の範囲内に向かうものと予測されることから、それまでの間は、学校の実情に応じた適切な支援策を講じる必要がある。

## ウ. 過密校

将来の状況を踏まえる中で、通学区域の変更や校舎の増築等による解消策を検討する必要がある。

(資料2)「将来推計による小規模校・大規模校・過密校一覧」参照 P12)

## ② 学校統合について

### ア. 学校統合について検討の対象とする学校の要件

次の項目に該当する学校を学校統合の検討の対象とする。答申で示された検討対象校は小学校9校、中学校2校となっている。

- (a) 平成27年度から平成35年度までの推計において小規模校となる小学校及び中学校で、平成55年度までの将来推計においても、児童生徒数の増加により適正規模の範囲内になる見込みがないこと。
- (b) 通学区域内において、大規模または複数の新規住宅建設が将来的にも予定されていない、或いは予定されている場合であっても、新規住宅建設に伴う児童生徒の転入により当該学校が適正規模の範囲内になるほどの増加がないと予測されること。

### イ. 学校統合の取り組み

学校統合の取り組み方策については、次のとおり進めていく。

- (a) 今後は、答申において「できる限り早期」に実施することとされた高陵小学校と中宮北小学校の方策に取り組んでいく。

- (b) 答申における他の取り組み方策については、今後の児童生徒数の推移を注視するとともに個々の課題への対応を検討する中で、5年程度を目途として改めて示していく。

## ウ. 学校統合にあたっての留意事項

学校統合にあたっては、次の点に留意しながら取り組む必要がある。

### (a) 学校統合の進め方について

- i) 学校統合にあたっては、具体的な適正化方策を取りまとめた「実施プラン」を作成し、統合する3年前までを基本に「広報ひらかた」やホームページへの掲載、当該学校の保護者や地域コミュニティへの説明会等により公表し、オープンな形で進めていく。

- ii) 当該学校の児童生徒や保護者、当該学校に関係する地域コミュニティなどへの十分な説明を行い、理解と協力を得ながら進めていく。

- iii) 統合する学校間において、児童生徒や保護者・教職員の相互交流、合同行事の開催など、円滑な統合に向けた取り組みを進めていく。

- iv) 学校統合にあたっては、保護者及び地域コミュニティ、学校、教育委員会等の代表者からなる「(仮称)統合協議会」を設置する。「(仮称)統合協議会」は、「基本方針」を踏まえ、新しい学校を築く観点で、統合に関する諸課題について協議・検討を行う。

本市教育委員会は、「(仮称)統合協議会」での協議・検討事項を踏まえ、統合の方策を決定する。

### (b) 教育環境の充実について

- i) 統合校の施設・設備については、近年の教育内容・教育方法の多様化や学校を取り巻く社会状況の変化、安全・防犯対策や地域との連携などへの適切な対応を考慮した整備を図る。

- ii) 学校統合にあたっては、環境の変化による児童生徒の心のケアに配慮

するとともに、教職員の適切な人事配置に努めていく。また統合後の新たな学校の円滑な運営や子どもたちの学習環境の充実について、万全の対策を講じる。

特に、配慮を要する児童生徒については、個のニーズに応じた支援に努めていく。

(c) 統合校の学校規模について

隣接する学校と統合した場合において、常態的に大規模校や過密校とならないこととする。

(d) 通学距離等について

通学距離に配慮した通学区域を設定していく。

また、通学路における安全性の確保に努めていく。

(e) 学校の跡地活用について

学校統合にあたっては、学校が地域に果たしている役割を踏まえ、避難所機能の確保等について検討していく。

## (2) 通学区域

### 〈基本的な方策〉

- ・「一小一中」の接続関係への改善は、通学区域の変更を行う。
- ・不自然な通学区域の様態については、通学区域の変更を行う。

## (3) 適正化の進め方

適正化の実施にあたっては、本「基本方針」に基づき、適正化の具体的な方策や実施時期などを定めた「実施プラン」を策定する。

策定にあたっては、児童生徒数の推移や住宅開発等の動向を注視し、早期に適正化を実施する学校と中長期に適正化を検討する学校とに分け、策定するものとする。

また、適正化の実施に際しては、情報提供と説明責任を果たしながら、子どもを第一義に、学校・家庭・地域・行政が共通理解の基に、一体となって進めるよう努めるものとする。また、適正化の実施後においても、子どもが健全な学校生活を送れるように配慮する。

### 3. 適正化の留意事項

- (1) 適正化にあたっては、児童生徒数の推移や住宅開発の動向などを十分に見極める。
- (2) 適正化にあたっては、市立小中学校の校舎は、全体的に経年劣化・老朽化が進んでいることから、順次、改築の時期をむかえるため、学校施設整備計画との整合性を図る。
- (3) 適正化にあたっては、通学区域の変更等による受入れ校の校舎や運動場の面積などの施設規模を見極める。その際には、特別教室を本来の目的に使用するとともに、少人数指導などに使用する多目的な教室として、3室程度を確保するよう努める。
- (4) 適正化にあたっては、義務教育諸学校施設費国庫負担法施行令に基づく通学距離（小学校でおおむね4 km 以内 中学校でおおむね6 km 以内）を限度とし、国道などの地形地物及び通学時の安全性にも配慮する。
- (5) 小規模校においては、直ちに適正化に取り組むことが難しい場合、小規模校活性化のための支援策を講じる必要がある。
- (6) 大規模校においては、24 学級を超えても、普通教室数に余裕があり、かつ、特別教室及び多目的な教室が確保でき、児童生徒1人あたりの校舎面積・運動場面積などの施設規模が十分である場合は、今後の児童生徒数の推移を注視し、適正化の実施時期を見極めるものとする。
- (7) 「一中一小」の学校配置については、中学校が小規模化しやすい配置となる

ので、近隣の小中学校との交流や部活動指導協力者派遣などの支援策を講じる必要がある。

(8) 適正化にあたっては、今後の本市における小学校の少人数学級編制及び国や府における教育関係法令の改正や学級編制基準の改定等を考慮する。

#### 4. 「基本方針」の見直しについて

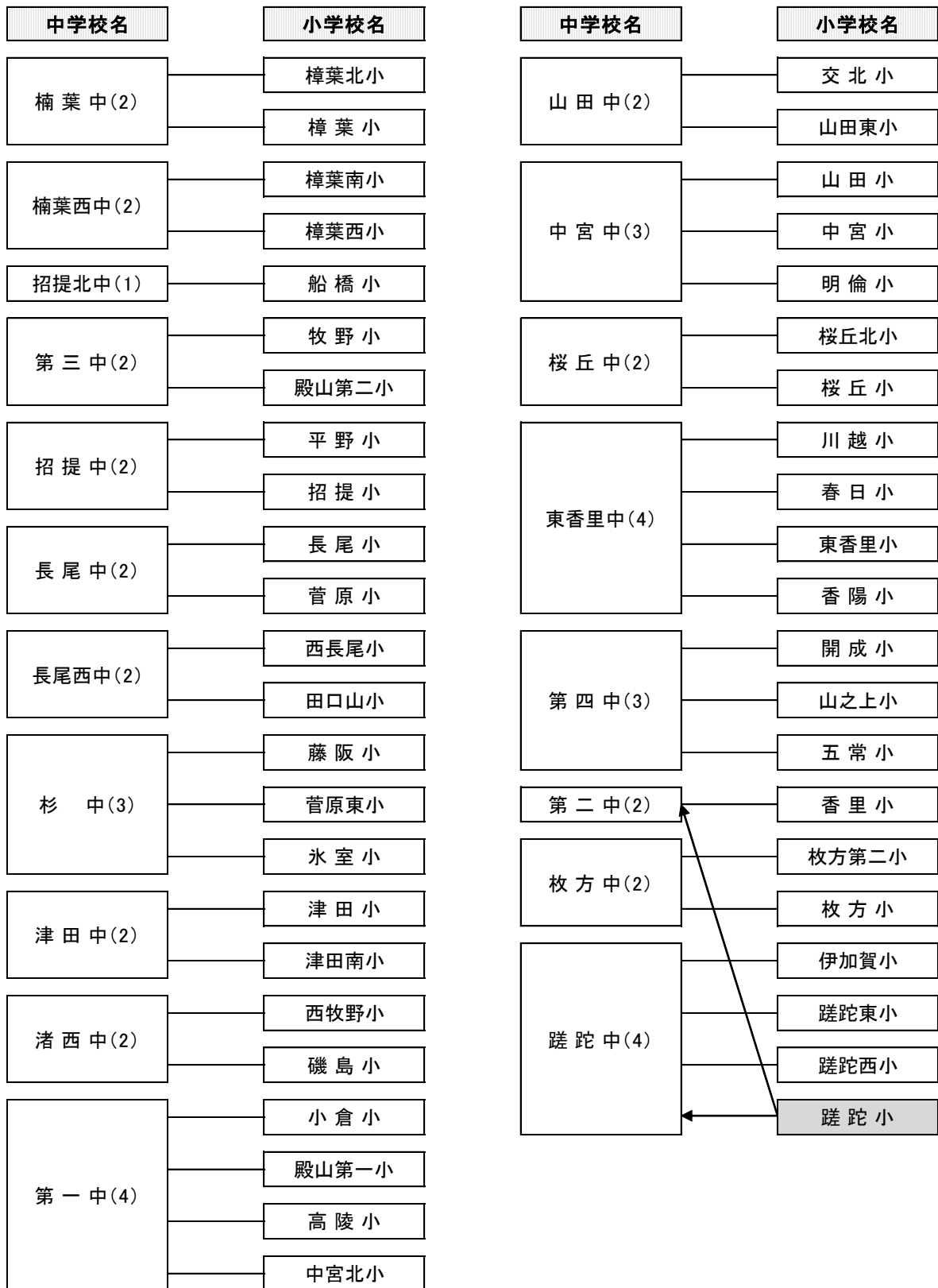
この「基本方針」は、今後、国や府における教育制度の変更や社会情勢の変化が生じた場合には、必要に応じて見直すものとする。

##### 【用語説明】

- ・ **小規模校**：学級数が小学校では 11 学級以下の学校。中学校では 8 学級以下の学校。
- ・ **大規模校**：学級数が 25 学級以上の学校。
- ・ **過密校**：普通教室が、通常の学級と支援学級に全て使用されているか、または、今後不足すると予測される学校。
- ・ **一小一中**：小学校単位で中学校の通学区域を構成すること。同じ小学校に通う児童と一緒に 1 つの中学校に進学できる通学区域のこと。
- ・ **一中一小**：1 つの中学校区が 1 つの小学校区だけで構成される通学区域のこと。
- ・ **特別教室**：（小学校）理科室・音楽室・図工室・家庭科室・図書室・コンピュータ室  
（中学校）理科室・音楽室・技術科室・被服室・調理室・美術室・  
図書室・視聴覚室・心の相談室・コンピュータ室
- ・ **枚方市学校規模等適正化実施プラン**：「基本方針」に基づき、適正化に関する具体的な実施時期や実施手法などを定めたもの。

## 小中学校の接続関係（平成 28 年 4 月現在）

（ ）内は、中学校を構成する小学校数。



## 将来推計による小規模校・大規模校・過密校一覧

- ・平成27年度は、平成27年5月1日現在の児童・生徒数によるもの。
- ・平成30年度は、平成27年5月1日現在の幼児数および児童数を基に推計したもの。
- ・平成35年度以降は、枚方市人口推計調査報告書（平成26年1月）から算出したもの。  
(校名の数字は、学級数)

区分	小中	地区	H27	H30	H35	H40	H45	H50	H55
小規模校	小学校	北部		樟葉北小 10	樟葉北小 10		樟葉北小 10	樟葉北小 6	樟葉北小 6
		中部	山田小 9	山田小 7	山田小 10		山田小 10	山田小 6	山田小 6
			明倫小 9	明倫小 11	明倫小 10		明倫小 6	明倫小 6	明倫小 6
			高陵小 6	高陵小 6	高陵小 6	高陵小 6	高陵小 6	高陵小 6	高陵小 6
						交北小 6	交北小 6	交北小 6	交北小 6
			西牧野小 9	西牧野小 10		西牧野小 6	西牧野小 6	西牧野小 6	西牧野小 6
			中宮北小 11	中宮北小 10	中宮北小 8	中宮北小 6	中宮北小 6	中宮北小 6	中宮北小 6
			山田東小 10	山田東小 10	山田東小 7	山田東小 6	山田東小 6	山田東小 6	
		東部						氷室小 8	氷室小 6
		南部		川越小 10	川越小 10	川越小 6	川越小 6	川越小 6	川越小 6
			東香里小 11			東香里小 10	東香里小 7	東香里小 6	
	合計		5校	9校	7校	6校	11校	11校	11校
	中学校	北部	招提北中 7					招提北中 6	招提北中 6
中部		山田中 8			山田中 6	山田中 6	山田中 6	山田中 6	
		渚西中 7							
合計			3校			1校	1校	2校	2校
大規模校	小学校	東部	津田南小 28	津田南小 29					
		南部		枚方小 26	枚方小 26				
		合計		1校	2校	1校			
	中学校	南部	蹉跎中 28	蹉跎中 27					
合計		1校	1校						
過密校	小学校	中部		明倫小 △1					
		東部	津田南小±0	津田南小△1					
		南部		枚方小 ±0	枚方小 ±0				
		合計		1校	3校	1校			

※適正な学校規模の範囲は、小学校12～24学級、中学校9～24学級。

※小学校の学級数は、第1～第4学年を35人学級、第5・6学年を40人学級として推計。

※平成35年度以降の蹉跎小学校の進学先は第二中学校として推計。



